

次世代育成支援対策推進法に関する一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 6月 1日～ 令和 8年 6月 1日までの 2年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 6年 6月～「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得を推進し、山口“いく×とも”応援企業の登録を受ける
- 6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 6年 7月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 6年 9月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：7年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる、所定外労働の制限・短時間勤務・始終業時間の弾力化制度などを導入する

<対策>

- 6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 7年 3月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：7年 3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 7年 3月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知